

指導内容の深化・充実に関するこれまでの議論の整理（案）

<背景・総論>

- 日本社会の内なるグローバル化が進展し、少子化・人口減少が進む中、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現が不可欠である。
- 学校教育においては、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育を実現することが喫緊の課題。誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を整備することが求められている。
- ストレングス・アプローチの考え方の下、全ての子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れるとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学ぶことによるマジョリティの変容につなげていくことも重要である。
- 子供たちの強みを十分に伸ばしていくためには、子供を取り巻く家庭や地域、学校、教育行政等がつながり、ネットワークを形成しながら支援を行っていくことが必要である。
- ことばは、学校や社会生活への適応やコミュニケーションをとること、学習に参加し、自己実現とアイデンティティの形成を支える重要な役割を果たすものであり、学校の教育活動全体を通じて、外国人児童生徒等のことばの力を育むことが求められる。

<分野ごとの検討事項>

Ⅰ. 指導内容の深化・充実

- ・外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方
（母語の力の活用、子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、障害のある子供への対応を含む）
- ・すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるようにするための方策
（指導のガイドライン、デジタル技術の活用、教材の効果的な活用を含む）

【資質・能力を育成するための「日本語指導」の再定義】

- 日本語指導のための特別の教育課程が義務教育段階（平成26年度～）及び高等学校段階（令和5年度～）で制度化されて以降、着実に活用が進み、一人一人の教師や支援員等

の日々の試行錯誤や創意工夫により、子供たちの学びが支えられてきた。

- 初期指導等での漢字や文法等の習得に止まらず、児童生徒が自ら日本語で教科を学び、資質・能力が身に付くよう、日本語と教科の統合学習による質の向上が課題である。このためにも、日本語と母語の力を活用した『知識及び技能』と『思考力、判断力、表現力等』の一体的な育成が特別の教育課程の目的であることを明確化する方向で再定義し、学校教育法施行規則等の規定を改正することが必要である。
- 「日本語指導」の再定義においては、外国人児童生徒等が主体性を発揮して学ぶことができるよう、『知識及び技能』と『思考力・判断力・表現力等』に加えて、『学びに向かう力、人間性等』も非常に重要な要素であることにも留意し、指導の在り方を示していくことが必要である。

【多様性を包摂する学校教育・在籍学級での学びの在り方】

- 子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点は、外国人児童生徒等のみならず、全ての子供たちの可能性を開花させていくためにも重要である。学校全体が多様性を包摂し、多様性を強みにしていけるよう、ユニバーサルな視点での学級づくり・授業づくり等、具体的な方策を検討していくことが求められている。
- 具体的には、例えば、学校・学級に多様な子供がいることを前提としたやさしい日本語の活用等を含めたユニバーサルな支援から、特定の集団や個人に対する指導・支援を多層的に実施する多層型支援システムや、在籍学級と特別の教育課程の学びの連続性、知見の相互共有の在り方等も含めて検討を行うことが重要である。また、在籍学級の担任と日本語指導担当教師間や、入学・転入時における学校及び校種間での個々の児童生徒の学びの情報を共有することは、支援の連続性を保つ上で有効である。個別の指導計画の活用を含め、児童生徒の情報の把握や共有方法の検討も必要である。
- 外国人児童生徒等が自己肯定感を育みながら、学びに向かい、安心して学校生活を過ごし、豊かな日常を過ごすためには多言語・多文化を尊重する環境づくりが重要であり、他の児童生徒にとっても、異文化理解や多文化共生について考えを深める機会となる。
- 学校全体で多文化共生の教育に取り組む際には、管理職のリーダーシップ及び教職員の理解促進や、受容的な学級づくり及び多様な子供の強み等を引き出し自己肯定感を高める指導等の学級での受入れ体制を整えることも重要である。

【児童生徒の様々な「力」を引き出し、効果的な指導を行うための方策の検討】

- 外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、全ての教師や支援員等が資質・能力を育成するための指導を体系的・専門的に実施するとともに、多様性を強みにできる学校づくりを目指していけるよう、その考え方や指導内容・方法等を含めた全体像を示す必要がある。その際、指導における具体的な指標を明確にするとともに、そのためにことばの教育として教える内容や多文化・多言語の児童生徒の特性等も踏まえて留意すべき事項については、今後さらに検討を進める必要がある。
- 留意すべき事項として、例えば、多文化・多言語の児童生徒等の母語を含むことばの力の適切なアセスメント、指導における心理的安全性の確保、来日期間等を踏まえた指導上の配慮などが考えられる。また、外国につながりがあり、かつ障害がある子供に対する支援に関して具体的な方策を示していくことが必要である。なお、学校段階ごとの支援や施策は進められてきた一方で、幼小中高から生涯学習までを通じた学びの連続性については、子供たちの成長・発達の軸と関連付けつつ一層確保していくことが必要である。
- 外国人児童生徒等の資質・能力を育成するためには、様々な教育活動と関連付けながら、課題解決型の学習を通して言葉も学んでいくことや、児童生徒のこれまでの学習・生活経験をいかしていくことなど、これまでの日本語指導で示されてきた考え方を改めて強調したうえで、具体的な方策を示すことが重要である。また、日本語指導のための特別の教育課程を終えた児童生徒のフォローアップや、その際に留意すべき事項、在籍学級での学習や各教科において必要な配慮を示すことも期待される。
- 加えて、学校では対応困難な母語の力を引き出すことを含め、会話・翻訳・読み上げ・ルビ振り等での生成 AI 等のデジタル技術の活用や、日本語指導が必要のない児童生徒への応用も含めた、教科学習での学習語彙の活用について、具体的推進方策を検討すべきである。
- デジタル技術の活用については、デジタル教科書の活用に関する議論の方向性を踏まえて検討することが必要であるとともに、学習における翻訳ソフト等の効果的な活用方法も示す必要がある。
- 授業や学習場面で使用される言語である学習言語の習得は、全ての子供にとって教科学習において重要であり、特に学習語彙は教科学習の内容理解に不可欠であることから、学習語彙を含む学習言語に関する適切な指導方法等について検討を進める必要がある。

<参考:今後の検討事項>

「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第1回)」(令和7年4月4日開催)資料5抜粋

2. 指導体制の確保・充実

- ・ 指導体制の在り方(集住地域・散在地域における支援の在り方、校内体制の整備を含む)
- ・ 日本語指導担当教師の配置やキャリアパス
- ・ 日本語指導補助者(登録日本語教員を含む)や母語支援員との連携
- ・ 関係機関(支援団体、大学、企業等)との連携

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- ・ 管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策(日本語指導担当教師等の養成・採用・研修の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む)

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- ・ 就学促進のための方策の在り方(プレスクール等の取組の推進)
- ・ 外国人生徒の進学・就職の促進方策(企業と連携したキャリア教育やキャリア支援、保護者への対応を含む)